

## 運輸・交通施策に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 新幹線の早期開業等

- (1) 整備新幹線については、建設財源を安定的に確保し、早期に全線開業するとともに、利便性の向上を図ること。
- (2) 整備新幹線の開業効果を高めるため、沿線の自治体が行う新駅周辺地域の整備に係る財政措置を拡充すること。  
また、二次交通の充実等に資する適切な支援措置を講じること。
- (3) 整備新幹線の並行在来線の安定的な経営維持及び利便性向上に資する適切な財政措置を講じること。
- (4) 基本計画に定められている路線については、整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。

### 2. リニア中央新幹線の早期開業のため、関係機関等に働きかけるとともに、中間駅の周辺整備等を円滑に推進できるよう財政措置を拡充すること。

### 3. 地域における幹線鉄道は、地域住民の生活路線であるとともに、観光振興や地域の経済活動の基盤であることから、引き続き、その重要な役割を担うことができるよう十分な支援措置を講じること。

### 4. 都市鉄道の路線延長、利便性の向上及び関連施設整備等に必要な財政措置を講じること。

### 5. 自転車交通に関する法整備等

- (1) 鉄道駅周辺地域における放置自転車等を解消するため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に対して駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けること。  
また、自転車等駐車場設置のための鉄道用地については、無償貸与とするなど適切な措置を講じること。

(2) 自転車事故による被害者があまねく救済を受けられる制度の構築を検討すること。

6. 地方空港を活用した地域振興策を推進するため、地方空港における就航便を確保するとともに、国際便の受入れ強化や空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進すること。

7. 地域経済の活性化や交通の円滑化を図るため、地域の実情に配慮した有料道路割引制度を導入すること。

8. 放置船等の対策強化

(1) 放置船等に係る監視・罰則を強化すること。

(2) 小型船舶の登録制度について、船舶購入時における係留場所管理者の係船許可証明の添付や船舶売却時における報告を義務付けるなど制度を強化すること。

また、変更登録及び抹消登録等の申請時における船舶の状況確認を確実に行うとともに、登録内容については、都市自治体との情報共有を可能とする体制を構築すること。

(3) 漁船については、登録時における廃船処理に関する費用の預託や誓約書の提出を義務付けること。

9. 大規模自然災害の被災地における鉄道施設の災害復旧対策を推進するとともに、復旧後の鉄道経営の安定化に向け、十分な財政措置を講じること。

10. 東日本大震災関係

鉄道の早期復旧が図られるよう鉄道事業者に対する支援措置を講じるとともに、鉄道復旧事業について財政措置を講じること。